

○漁業法（抜粋）

(農林水産大臣による漁獲可能量の設定)

第15条 農林水産大臣は、資源管理基本方針に即して、特定水産資源ごと及びその管理年度ごとに、次に掲げる数量を定めるものとする。

- 一 漁獲可能量
- 二 漁獲可能量のうち各都道府県に配分する数量（以下この章において「都道府県別漁獲可能量」という。）
- 三 漁獲可能量のうち大臣管理区分に配分する数量（以下この節及び第125条第1項第4号において「大臣管理漁獲可能量」という。）
- 2 農林水産大臣は、次に掲げる基準に従い漁獲可能量を定めるものとする。
 - 一 資源水準の値が目標管理基準値を下回っている場合（次号に規定する場合を除く。）は、資源水準の値が目標管理基準値を上回るまで回復させること。
 - 二 資源水準の値が限界管理基準値を下回っている場合は、農林水産大臣が定める第12条第1項第2号の計画に従って、資源水準の値が目標管理基準値を上回るまで回復させること。
 - 三 資源水準の値が目標管理基準値を上回っている場合は、資源水準の値が目標管理基準値を上回る状態を維持すること。
 - 四 第12条第2項の目標となる値を定めたときは、同項の規定により推定した資源水準の値が当該目標となる値を上回るまで回復させ、又は当該目標となる値を上回る状態を維持すること。
- 3 農林水産大臣は、第1項各号に掲げる数量を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 農林水産大臣は、都道府県別漁獲可能量を定めようとするときは、関係する都道府県知事の意見を聴くものとし、その数量を定めたときは、遅滞なく、これを当該都道府県知事に通知するものとする。
- 5 農林水産大臣は、第1項各号に掲げる数量を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、第1項各号に掲げる数量の変更について準用する。

(知事管理漁獲可能量の設定)

第16条 都道府県知事は、都道府県資源管理方針に即して、都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する数量（以下この節及び第125条第1項第4号において「知事管理漁獲可能量」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。
- 4 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前三項の規定は、知事管理漁獲可能量の変更について準用する。この場合において、第三項中「定めようとするとき」とあるのは、「変更しようとするとき（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）」と読み替えるものとする。
- 6 都道府県知事は、前項において読み替えて準用する第三項の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。

○資源管理基本方針（抜粋）

第5 特定水産資源ごとの漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1・2 (略)

3 都道府県への配分

(1) 全体の漁獲量のうちおおむね80%の漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示する。

(2) (1)に該当しない都道府県については、現行水準の漁獲量であれば、その資源に与える影響は少ないものとして、配分数量を示さず目安となる数量を示して隻数・操業日数等の漁獲努力量を通じた管理を行うものとし、「現行水準」による配分を行う。ただし、目安となる数量について当該都道府県が希望する場合又は漁業構造の大幅な変化等管理上必要となる場合には、配分数量を明示することとする。

(3) (略)

4 (略)

○千葉県資源管理方針（抜粋）

1 さんまの資源管理方針

(1)・(2) (略)

(3) 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を千葉県さんま漁業区分に配分する。

(4) (略)

2 まあじの資源管理方針

(1)・(2) (略)

(3) 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を千葉県まあじ漁業区分に配分する。

(4) (略)

3 まいわし太平洋系群の資源管理方針

(1)・(2) (略)

(3) 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を千葉県まいわし太平洋系群漁業区分に配分する。

(4) (略)

8 かたくちいわし太平洋系群の資源管理方針

(1)・(2) (略)

(3) 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を千葉県かたくちいわし太平洋系群漁業区分に配分する。

(4)・(5) (略)



7水管第1960号
令和7年11月7日

千葉県知事 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和8管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

令和8管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) 令和8管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量（トン）	基本シェア（%）	現行水準の場合の目安数量（トン）
さんま	現行水準	0.01%	10トン未満
まあじ	現行水準	0.83%	1,217
まいわし太平洋系群	現行水準	1.21%	6,398
かたくちいわし対馬暖流系群			
うるめいわし対馬暖流系群			
かたくちいわし太平洋系群	107,000トンの内数	—	
まだい日本海西部・東シナ海系群			

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群の千葉県TAC配分量と漁獲実績

単位：トン

管理年度	さんま		まあじ		まいわし太平洋系群		かたくちいわし太平洋系群	
	TAC	実績	TAC	実績	TAC	実績	TAC	実績
R2	若干	2	若干	574	若干	3,096		8,764
R3	現行水準	1	現行水準	695	現行水準	4,719		6,150
R4	現行水準	1	現行水準	980	現行水準	12,705		4,013
R5	現行水準	24	現行水準	989	現行水準	2,195		7,265
R6	現行水準	12	現行水準	640	現行水準	6,494		5,717
R7(10月末時点)	現行水準	0.3	現行水準	562	現行水準	16,143	97,000トンの内数	2,434
R2-R6平均		7		776		7,559		6,382

※かたくちいわし太平洋系群については、令和5管理年度までの数値については海面漁業生産統計調査（大臣許可漁業による漁獲量を除く）による。